



平成 25 年 4 月 12 日

各 位

東京都中央区日本橋蛸殻町 1 丁目 14 番 14 号
株 式 会 社 ラ ク ー ン
代 表 取 締 役 社 長 小 方 功
(コード番号：3031 東証マザーズ)
問い合わせ先：
取 締 役 財 務 担 当 副 社 長 今 野 智
電 話 ： 0 3 - 5 6 5 2 - 1 7 1 1

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 4 月 12 日開催の取締役会において、下記のとおり株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更を決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

全国証券取引所が平成 19 年 11 月 27 日に公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を 100 株へ変更すること、及び当社株式の流動性を高め、投資家層の拡大を図ることを目的として当社普通株式 1 株を 300 分割するとともに、1 単元の株式数を 100 株とする単元株制度を採用いたします。なお、投資単位の金額は実質的に 3 分の 1 になります。

※東京証券取引所の有価証券上場規程第 445 条において、一投資単位は 5 万円以上 50 万円未満の範囲が望ましいと規定されております。しかしながら、当社の直近 1 か月の株価水準は終値ベースで 109,800 円～177,000 円の水準で推移しており、今回の株式分割が行われた場合、場合によっては望ましいと考えられる一投資単位の水準に満たない可能性があります。当社といたしましては今度も引き続き企業価値の向上及び株価向上策に取り組み、東京証券取引所の一投資単位の水準を上回るよう努めてまいります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 4 月 30 日（火曜日）を基準日として株主の所有する普通株式を、1 株につき、300 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

- ①平成 25 年 4 月 12 日現在の当社の発行済株式総数 18,162 株
- ②今回の株式分割により増加する株式数 5,430,438 株
- ③株式分割後の発行済株式総数 5,448,600 株
- ④定款の一部変更（後記 4）後の当社の発行可能株式総数 12,470,400 株

（注）上記発行済株式総数は、新株予約権等の行使により増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

基準日公告日 平成 25 年 4 月 16 日（火曜日）

基準日 平成 25 年 4 月 30 日（火曜日）

効力発生日 平成 25 年 5 月 1 日（水曜日）

(4) 新株予約権の払込金額・行使価額及び新株予約権付社債の転換価額の調整

株式の分割に伴い、当社発行の新株予約権の 1 株当たりの行使価額を平成 25 年 5 月 1 日以降、以下のとおり調整いたします。

（新株予約権）

銘柄名	調整後行使価額	調整前行使価額
株式会社ラクーン第 3 回新株予約権 （平成 23 年 7 月 8 日 取締役会決議）	205 円	61,500 円

（新株予約権付社債）

銘柄名	調整後行使価額	調整前行使価額
第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債 （平成 22 年 11 月 17 日 取締役会決議）	250 円	75,000 円

3. 単元株制度の概要

(1) 採用する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 5 月 1 日（水曜日）

（参考）平成 25 年 4 月 25 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 25 年 5 月 1 日（水曜日）をもって、当社定款の一部変更をいたします。

- ①株式の分割の割合に応じて、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 5 条を変更いたします。
- ②株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 6 条を新設いたします。
- ③現行定款第 6 条以下の条数を各 1 条繰り下げいたします。
- ④第 5 条の変更及び第 6 条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(2) 変更の内容

(下線部分に変更箇所を示しています。)

現行	変更後
(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>41,568</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>12,470,400</u> 株とする。
(新設)	(単元株式数) <u>第 6 条 当社の単元株式数は、100 株とする。</u>
第 6 条～第 48 条 (条文省略)	第 7 条～第 49 条 (現行どおり)
(新設)	附則 <u>第 1 条 第 5 条の変更及び第 6 条の新設ならびにそれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成 25 年 5 月 1 日とする。</u> <u>第 2 条 前条及び本条は、前条の効力発生日をもって削除する。</u>

5. その他

- (1) 今回の株式分割について資本金の増加はございません。

平成 25 年 4 月 12 日現在の資本金 744,900,000 円

- (2) 今回の株式分割は平成 25 年 5 月 1 日（水曜日）を効力発生日としておりますので、平成 25 年 4 月期の期末配当金につきましては、株式分割前の株式数を基準に配当を実施いたします。

以上